

原発いっしょ！
 上ロネツドワーク

2017年12月10日の報告

☆
 ♪

★360号

次の集り

2018年1月14日(日)14時
 場所 周南市総合庁舎5F
 キングナールム

12月13日。広島高裁が伊方原発3号機差止めの判決。

裁判官の事前の勉強ぶりからいって判決が期待されていたが、その通りにならず数之切れない人が大喜びをした。

私自身ヨガの仲間からも、近所の人からも「良かったね」と声をかけられた。思いがけない人から電話もかかって来た。

南海トラフ地震がいつ起るもおかしな状況の中で多くの人が伊方原発のことを心配しているのだと改めて実感。

判決では、

① 原発から100km離れた広島島の住民であるにもかかわらず放射線物質が環境に放出されるような事故が起さればその生命身体に直接的かつ重大な被害を受けることを認め、どうぞないと言つた。その証明は四国電力がすべきであるとした。

2018. 3. 24

18年もやります。
 上原原発を建てさせない県民大集会
 継新公園ビッグフェスティバルで。

今回はなんとしても若い世代に会場に来てもらおうと、私たちミジババは誰も知らない、若者に大人気の細美武士さんのライブもします。

⇒チラシを同封していきませう。
 ⇒賛同人になって下さい。

代表者 小中 進
 〒742-1513
 山口県能毛郡田布施町大字麻郷 2208
 Tel, FAX 0820-55-6291
 作製・印刷
 自然を守る会
 三浦 翠

沖縄県本部の呼びかけです。
 署名用紙を同封していきませう。
 二協力を。

② 伊方原発から130kmにある阿蘇カルデラの大规模噴火による大研流、火山灰の影響を考えると、伊方原発の立地は不適切であるとした。

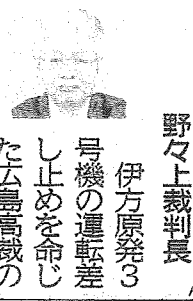
※原子力規制委員会の火山についての安全基準は内規Ⅱ火山ガイドでは

「原子力発電所から半径160km以内の火山の活動可能性について判断すること」とされておき阿蘇から160km圏内には上原原発計画、玄海原発、川内原発が今日まれる。

この判決の影響は大きい。

○裁判長のプロフィール

広島勤務16年
 被爆者訴訟も



野々上裁判長 伊方原発3号機の運転差し止めを命じた広島高裁の野々上友之裁判長(64)＝写真＝は任官36年のベテラン。うち16年は広島地裁・高裁の判事を務め、数々の民事訴訟を担当してきた。

広島地裁部総括判事だった2009年3月、被爆者による原爆症の認定申請を却下した国の責任を認め、国家賠償を命じた。同月には、原爆投下直後に被爆者の救護、看護のため広島市内の救護所などに滞在した「三号被爆者」の被爆者健康手帳交付申請の却下処分を巡る訴訟で広島市の処分を違法とし、原告7人全員を被爆者と認めた。

12/21 四国電力はこの判決について、異議申し立てを広島高裁に対して行った。新聞記事⇒P⑤

2018年1月のスケジュール ↓ P⑥ ↓ P⑦

山口県知事選挙。(任期満了のため)

2018年1月18日告示、2月4日投票開票。

村岡現知事と、元県教職員組合委員長で無所属新人の熊野讓氏の2人の対決になる模様。

新聞記事

↓P6

⑥

熊野讓氏

1953年生れ64才

山口市出身山口高校、立命館大文学部卒。

2014年定年まで下関市で中学校教師。

○安倍政権の意向ではなく、県民の気持を忖度する県政に変えていく

○岩国基地に移転を始めた空母艦載機の撤退を求めろ。

○上関原発建設の中止を求めろ。

市民連合のやまぐちの

発足集会在'18.1/14

山口市労福協会館で

中野晃一、上智大教授E.M.の之

あります。13:30~16:30

上関町議選。(任期満了のため)

2018年2月13日告示、2月18日(日)投票開票。

原発に反対の立場から祝島の清水敏保さん(上関

原発を建てさせない祝島島民の会代表)と山根

善天さん(元町議、島民の会事務局長、町民の会共同

代表)が立候補。

定員10名、有権者数2688(17,121現住)

その他原発に関する情報

●12/27 柏崎刈羽6、7号の原子炉設置変更許可が下りるとの報道(12/25)

●大飯原発1、2号廃炉決定——関西電力

100%以上の原発の廃炉ははじめて。国内で廃炉は8基目。

12月21日 祝島の裁判 勝った!

中村 覚 弁護士 の 報告

本日の決定で、岩国支部の佐野義孝裁判長は、5月10日の祝島公民館での会議を終了して修正案は廃棄になっているので、それを書面で採決することは違法、無効であると明確に判断しました。

山口県漁協は、この決定を真摯に受け止め、今後祝島漁協に対する不当介入をやめていただきたいと思います。

また、山口県は、このような違法な運営が行われぬよう山口県漁協をしっかりと指導していただきたいと思います。

新聞記事です。→ P5

例会の報告(12/10)

●参加地域 東広島市、田布施、光、下松、周南

●小中代表より

小泉純一郎氏の「原発を即ゼロに」の話が盛り上がったことで、みんな自信がわりと、各地で新しい運動をつくろうという動きもある。

これまでも中ない人々といっしょにできる運動になればいいと思います。

これから上関原発を止めるまでがんばっていきましょう。

●上関原発計画高まる周辺新聞記事です。↓P7

●福島で起きている深刻な事態がマスコミでは全く報じられていない。

高校の運動部の生徒に身体の異常がいろいろ出てきているという。グラウンドで長時間練習する時の被ばくの影響ではないかと父兄が心配はじめているとか……。

本当に何が起きているのかわかって、その事実を地域に知らせよう。

そのためにはまず正確な情報を手に入れなければ。

講演会をしてはどうか。柳井にも新しく会ができたのでいっしょにやれたらいい……。

②

●県知事選挙では、私たちは上関原発反対の熊野氏を応援しよう。連合、民進党は村岡知事を推選した。上関原発を推進するということだ。

●上関町議選。

現在 原発反対の町議は清水敏保さん(上関原発を建てさせない祝島島民の会代表)と山戸貞夫氏の2人。山戸貞夫氏は体調不良のため引退する。

それど、島民の会では清水さんと山根さんの二人を候補と決めた。上関町民の会もいっしょにならぬ二人を応援する。

みなさん応援に来て下さい。

●現地のこと

道路工事はどんどん進んでいる。ボーリングもやっている。10/28には原発推進派の講演会があった。

スポーツクラブができた。

●重要電源開発地点」と言うが……

山口県は埋立免許延長の理由を、「上関原発計画が重要電源開発地点に指定されているから」とした。

その指定は上関1号炉、2号炉が運転を開始するその日までという恐ろしいもの。

しかし、そのやり方は、いっ加減なものである。

2007年4月に二本和事が上関原発計画に同意したことをもって、上関原発計画は、当時の電源調整審議会の電源開発基本計画に組み入れられた。

その電源審は後に総合資源エネルギー調査会電源開発分科会と名前を変えて2005年に上関を「重要電源開発地点」に指定。

しかし、電源基本計画に組み入れられ^たまでの事前調査報告ではボーリングの結果をどこにも提出せず、1994-1996年の立地環境調査は、改正前のアクセス法に間に合わせるためのズサンなものだったり、この原発建設の適地と言える内容を持ったものではない。

にもかゝらず、その「重要電源開発地点」を錦の御旗のごとく振りまわして、この美しい海を埋立てようとする山口県、中電には恥を知らぬ」と言いたい。こんな福島の前例以前のやり方をそのまゝ通用させてはいけない。



- 3・24 上関原発を建てさせない県民大集会。12月17日に才一回実行委員会を開きました。賛同人になつて下さい。(用紙を同封しています。)
- マルシェに出展して下さる方が必ず集ま中です。

- 「原発いらん」山口ネット」をはじめた頃、夫・泰生がピースボートで日本の原発をまわった時、船上で知り合ってからずっと逢つてもらつてくれる「人民新聞」(People's News)という50周年発行し続けている新聞が11月21日、突然我家を捜索を受けた。
- 小出裕章さんや渡辺悦二さんもよく記事を書いておられるので、^{ネットワーキング}このニュースにもよく転載させてもらつてくれる。

めぐることなく新聞は発行されつづけているが、理由のない家宅捜索は許せない。



● 中国5県連絡会議が中国地方のエネルギー事情をまとめた23ページのパンフを作りました。

中国地方の電力データやエネルギーを考へる

次代へのエネルギーシステム構築案を。

永劫始末考「足るを知る」

中国地方反原発及大電等住民運動
市民運動連絡会議

1部500円

電力全りの実態。

連絡先 082192214850(本原)

裁判のこと

○伊方原発再稼働差止の仮処分(岩国支部)

2018年2月8日(木) 13:40

法廷で公判の裁判があります。

小松正幸さん(副愛媛大学学長・地質学者)

の証人尋問があります。

○自然の権利裁判・公有水面埋立免許取消

2018年3月7日(水) 午後 (山口地裁)

○上関原発用地埋立禁止住民訴訟(山口地裁)

2018年3月22日(水) 13:10

判決です。

※傍聴券がくじになる場合があります。4分印刷には裁判所にまで下さい。

伊方原発再稼働差止の本案がはじまります。

伊方原発をとめる「原告団結協議会」

2018年1月20日(土) 午後2時

鳥田コミュニティセンター2F大会議室

光市民ホールのとおり、1Fは喫茶店あり。

11月29日、30日と続いた自然の権利裁判と公有水面埋立差止め裁判について。(会員の寺中千尋さんの報告です。)

自然の権利訴訟

11月29日(水)13時30分より始まった自然の権利訴訟では、まず、祝島に住む中村隆子さんの本人尋問が行なわれた。原告側の弁護士の質問に中村さんが答えていく。中村さんは1945年10月に朝鮮より引き上げ来て以来、祝島に住んでいる。結婚後は漁師の夫と一緒に漁に出た。畑も5反あり、ピワやミカン、梅干を作っていた。漁業と農業で6人の子どもを育て上げた。今は子どもたちも自立し、夫を10年前に看取り、一人暮らしをしている。祝島で暮らしていきたい。祝島の自然を壊さないで欲しい。

被告側の弁護士より「介護が必要になったらどうするのですか?」という質問に中村さんは「祝島で死にたい」とキッパリと答えた。

続いて、上関の自然を守る会の代表・高島美登里さんへの本人尋問があった。長島の自然を守る会(現、上関の自然を守る会)は中電の環境アセスメントの不備を告発する過程で1999年に発足した。以来、日本生態学会・日本ベントス学会・日本鳥学会などの研究者と経年的な共同調査を行っている。田ノ浦を訪れた学者に「高島さん、ここは奇跡の海です」と言われた。学者たちの研究の成果は会員をはじめ多くの人々に会報やシンポジウムなどで知らせてきた。観察会やエコツアーも開いており、毎年、修学旅行で来ている学校もある。この素晴らしい自然、海、漁師文化をまもり、100年後の子どもたちに伝えていくため、今年、上関ネイチャープロジェクトを立ち上げた。その一環である「上関まるごと博物館」には、上関の自然環境、暮らし、歴史、文化、産業などを展示するスペースなどを作る。そのためには資金がかかる。資金集めにはクラウドファンディングを利用した。目標は370万だったが大幅に上回る530万集まった。それだけ支持されているということだと思ふ。またこれまでの研究成果や、大学生、料理屋、地元の漁師さんたちの協力を得ながら、「未来遺産」への2017年12月の登録をめざしている。

漁業者の裁判

11月30日(木)10時15分より本人尋問が行われた。まず、祝島で今も漁師をしている岡本正昭さんが証言台に立った。岡本さんは中学校を卒業してすぐ、祖父、父と一緒に漁に出た。当初は延べ縄漁や船引網をしていた。今はまきえ釣りはじめ手釣りの一本釣りで鯛やメバルを獲っている。遊漁船としてお客さんを乗せることもある。まきえ釣りの餌としてエビを獲っている。エビは海水温が上昇すると酸欠状態になりすぐに死ぬ。原発が稼働するようになると、わずか1度でも海水より温かい温排水が排出されるだけでも、その海域ではエビが死滅してしまう可能性がある。海水より7度も高い温排水が毎秒190トンも大量に排出されると、瀬戸内海のような内海では、潮の流れも、魚の種類もかわり、確実に私が長年営んできた、まきえ釣りによる漁はできなくなると思う。埋め立て予定地の南側部分には岩礁があつて藻場になっており、親魚が産卵し、稚魚が育つ。北側は砂浜でヤズが獲れ

る。上関原発の計画が発表された最初のころ、祝島漁協の青年部として若手5~6人と敦賀原発と美浜原発に中電の社員に連れられ視察に行った。敦賀原発の放水口の沖合で潜水服を来ている人が浮かんでいた。中電の説明によるとウニを獲っているとのこと。しかし、海には海藻がほとんど見えず、海藻をエサにするウニが本当にいるのか疑問に思った。また敦賀原発や美浜原発の地元の漁師に原発の良し悪しを聞こうと漁港に行ったが、中電の社員が付き歩くのでなかなか話を聞くことができなかった。なんとか話すことができた地元の漁師も、原発ができてからどうなったかをはっきり言ってくれず、顔をそむけるようにされた。他の祝島の人も中電に言われて原発の視察に行ったり、また祝島出身で原発の中で働いたことのある方の話を聞くなどして、祝島の島民は上関原発建設計画に反対することを決めた。岡本さんは最後に「私は祝島で今まで漁師として生きてきた。私が生きてきた海、育ってきた海を一企業に売ることはいし、命の次に大事だと考えている。」と訴えた。

午後より山戸貞夫さんへの本人尋問が行われた。山戸さんは高校進学を機に祝島を離れ、大学進学、就職と本土で生活をした。島の人たちからの誘いもあり、1985年に家族で祝島に戻った。帰郷後、祝島漁協協同組合(当時)の職員として勤務し、その後組合長になる。山口県漁協への合併後は嘱託職員として事務処理に携わった。それ以降、漁業者として、主に許可漁業の「アナゴかご」「雑かご」漁業を操業した。現在は病気のため休業している。山戸さんが帰郷した時には上関原発問題が浮上しており、祝島漁協もすでに圧倒的多数の組合員により反対決議を挙げ、島ぐるみともいえる反対運動が展開されていた。山戸さんは祝島の原発反対組織「愛郷一心会」の会長に選任された。「愛郷一心会」はその後、「上関原発を建てさせない祝島島民の会」と改組され、そこでも代表となり、2011年、病気で辞任するまで続けていた。山戸さんは仮に上関原発が建設され運転されると、微量とはいえ日常的に放射能が大気中や海域に放出され、膨大な温排水と相まって、直近の祝島漁民へ一番被害が集中すると訴えた。またひとたび事故ともなれば周辺地域や海域は放射能で汚染されてしま

うこと、祝島は離島のため避難経路は海しかないが島民全員が乗れるような船はないこと、大時化や台風などで海が荒れれば救出のための船もヘリコプターも島に来ることができないため島民に逃げ場がないことなどと続けた。他にも祝島の独特の文化である神舞や練り唄についても話された。

まとめ

今回二日間に渡って4人の本人尋問が行われた。中村さんは87歳。戦後72年間祝島で暮らし、6人の子どもを一次産業で育てた。高島さんは上関の自然を守るため、上関に移り住んだ。岡本さんは三代続く漁師を今も続けている。山戸さんは上関原発を建てさせない祝島島民の会の代表として最前線で闘ってきた。4人の話を聞いていると、祝島や上関への郷土愛、漁師としての誇りを感じた。



裁判終了後、原告側の弁護士は自然の権利訴訟は原告適格が厳しそうだった。福島第一原発の重大事故を見れば、祝島島民はもちろん、山口県内外の人々も原告適格があるはずだ。福井裁判長も山本裁判長に倣って田ノ浦がなぜ埋め立てられようとしているのかしっかりと考えてほしいと思う。

福島第一原発事故の被災者が米岡でGE(ゼネラル・エレクトリック)社を集団提訴
 11.12.15週刊朝日の記事より
 ↓ P ⑧
 かつて塩じいこと、自民党国会議員塩川正二郎氏が「母家はおひゆをすくすくするのに離れどほすき焼を喰っている」と言った、そのすき焼が特別会計。
 一般会計と特別会計の比率は1対1。よその国にこんなことあるのか? ↓ P ⑨ ⑩
 私たちは奪われ続けられている!

良き判決の期待が高い中、12月13日午後1時半を広島地裁の門の前で、原告・応援の人たちと待機していた。ピンクのジャケットの河合弁護士が、足ももつれんばかりの勢いで地裁玄関を走り出て来られた。「被曝地ヒロシマ原発を止める」「伊方3号機差止命令下る」2本の幡が掲げられ、河合弁護士の「勝利」の声が響き、参集の支持者たち110名から歓声が沸く。「こんな経験もできるのだ。」と理屈から言えば当たり前の結論なのだが、涙が出るほど嬉しかった。皆同じ思いであっただろう。隣り合った人同士「おめでとうございます。」と声を掛け合う。「正月見たい」と心が弾む。

広島弁護士会館で判決「決定要旨」A46ページと弁護団声明1ページが配られた。スタッフの人たちの尽力である。会場のTV画面はNHKニュースで、この判決について詳しく報道しており改めて静かな喜びが湧く。ニュースを見て会場に駆けつける人もある。

主文：原決定（広島地裁での却下の決定）を次の通り変更する。

- (1) 相手方は、平成30年9月30日まで、(所在地記)伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならない。
- (2) 原告人らのその余の申し立てをいずれも却下する。

次いで、どのように審査したかを述べる。(1) 原告人は重大な被害を受ける地域に居住している。重大な被害を受ける危機が存在しないことの証明は四電が尽くすべき。(2) 新規制基準に不合理な点は無い。伊方原発が新規制基準に適合するとして原子量規制委員会の判断に不合理な点は無い。

しかし【項を別に立て】て、火山事象の影響による危険性について述べる。火山ガイド(原子力規制委員会の内規)の定めにより、阿蘇カルデラ(伊方原発から130キロ)が運用期間中に火山の活動可能性が十分小さいと判断できず、噴火規模も推定できず、阿蘇4噴火を想定し火砕流が敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できないため、伊方原発の立地は不適であるとした。

運転停止の期間を定めた理由は、証拠調べの手續きに制約ある仮処分のため、本案訴訟において、証拠調べの結果、異なる判断をする可能性があるため、とした。

高裁での差止決定は国内初。野々上裁判長は報道によれば(中国新聞12月14付)、被曝者の認定申請や、被曝者健康手帳交付申請に対して却下判定を覆す判断をしたとある。

この裁判でも、四電側、住民側に繰り返し質問し、踏み込んで説明を求め充実した審理をしていたと住民側の弁護団談話にある。間もなくの退職を控え、裁判長にとっても心残りの無い最後の仕事となったのかも知れない。

上関原発の計画地も阿蘇カルデラの危険範囲にある。しかし、重要電源開発地点の指定「運転を開始した日まで指定」の条文に縛られた上関原発計画である。この条文との闘いに本腰を入れなければならないのだと思う。

17/12/22 甲口

上関原発計画の漁業補償金 祝島議決書の開票禁止

地裁岩国決定 受け取り拒否継続

上関原発(山口県上関町)建設計画に伴う漁業補償金の配分案を協議する集會について、受け取りを拒む組合員2人が県漁協などを相手に、祝島支店組合員に開票の賛否を問うた「議決書」の開票禁止を申し立てた仮処分で、山口地裁岩国支部(佐野義孝裁判長)は21日、開票禁止を決定した。議決書による採決を違法、無効と指摘。同支店の補償金受け取り拒否の姿勢が保たれることとなった。

比須利宏議長は、赤字を正組合員が負担する案を協議。その際、補償金での穴埋めを前提に配分案を協議する集會の開票を県漁協本店に請求するかどうかを問う「修正案」が出されたため、紛糾して散會した。その後、恵比須議長名義で書面議決書が作られ、組合員に配布された。

決定は、集會の散會によって恵比須氏は議長ではなくなり、修正案は廃案になったとし、議決書による採決を違法、無効とした。申

し立ては恵比須氏と県漁協に對して起(と)されてお、決定は恵比須氏の開票を禁止、県漁協については当事者適格がないと判断した。恵比須氏は「決定には従いたい」と話し、県漁協は「大変残念。今後の対応は決定内容を精査し検討する」考え。申立人側は「決定は勝利」と受け止めた。補償金は約10億8千万円で、祝島の漁業者は原発計画反対の意思表示として、受け取りを拒んでいるが、賛成者もいる。(堀晋也)

17/12/22 甲口

四電、不服申し立て

伊方原発 差し止めで広島高裁へ

四国電力は21日、伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを命じた13日の広島高裁の仮処分決定を不服として、決定取り消しを求める保全異議と一時しのぎを止める執行停止を同高裁に申し立てた。審理は、前回とは別の裁判長が担当する。

高裁は決定で、「9万年前に発生した熊本県・阿蘇山(原発から約130キロ)の噴火で火砕流が原発敷地内に到達した可能性が小さいとはいえない」として原発の立地は不適と指摘。これに對し、四電は申立書で「過去260万年に日本で起きた最大規模の噴火で、

同規模の噴火の発生頻度は低い」と主張。ボーリング調査などから9万年前の火砕流の堆積物は原発付近で確認されていないとも反論している。

3号機は定期検査のため停止中。四電は18年1月22日の運転再開を予定していたが、四電の申し立てを認める司法判断が出ない限り、高裁が運転停止期間とした9月30日まで稼働できない。

(有岡英俊)



勝つあたり裁判の裁判だが、過去の裁判は原発推進側に寄る傾向が強く、今回の裁判は佐野義孝裁判長の判断はものすごく公平な目ざ理性的に考えられる判決に出会えたこと。祝島の皆さんとハイタッチやウガッツポーズやうやうやういっほい喜びがあった。(M)

知事選の構図固まる

現新2人の争いか



熊野讓氏



村岡嗣政氏

任期満了に伴う来年1月18日告示、2月4日投票の知事選は、再選を目指す無所属現職の村岡嗣政氏(45)と自民、公明推薦の熊野讓氏(54)が6日、正式に立候補表明した。現新2人による戦いの構図が固まり、事実上の前哨戦が幕を開けた。

熊野氏はこの日県庁で開いた会見で、村岡県政は安倍政権の言いなりだと批判。「山口県を安倍県にしない。政権の意向ではなく、民の気持ちを忖度して県政を進める」と訴えた。

基本政策には、上関原発(上関町)建設計画の予定地の海を埋め立てる免許の延長を認めない▽米軍岩国基地(岩国市)への空母艦載機部隊の撤退を求めるとなどを挙げた。

3党の統一候補として立った市民団体共同代表から要請を受け、決意した。市民と野党との共闘を掲げ、市民団体を中心に、共産党と社民党が推薦する。

村岡氏は、年内は2018年度当初予算編成などがあるため、年明けから支援者へのあいさつ回りを本格化させるという。

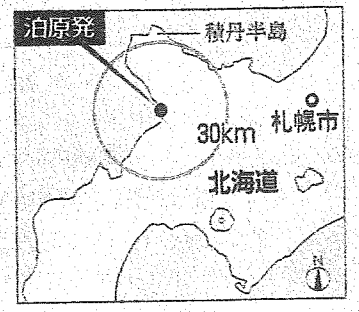
村岡氏は、医療など県内の強みを生かした「産業」▽観光力強化などの「大交流」▽防災減災、子育て支援など「生活」の三つの維新を掲げる。自民党県連の友田有幹理事長は「しっかりと政策を訴え、圧勝できるような態勢を固める」とした。

折口慎一郎、佐藤正明

17.12.8.期日

泊原発地震想定白紙に

「活断層なし」示せず



北海道電力泊原発1、2号機の再稼働に向けた審査で、原子力規制委員会が、了承していた地震の揺れの想定を白紙に戻す方針であることが7日、わかった。

北海道電が敷地内に活断層がない証拠としてきた火山灰の層が、再調査で確認できなかったためだ。審査は振り出しに戻り、再稼働の時期は見通せなくなった。

北海道電の経営に影響する可能性もある。

新規規制基準に基づく審査では約12万、13万年前よりも後に動いた断層を活断層とみなす。活断層が原子炉直下の重要な施設の下にあれば断層が迫り、揺れか、敷地内にあると地震の

揺れが大きくなり建物に高い耐震対策が求められる。北海道電は2013年に申請した再稼働の審査で敷地内に断層が複数あることは認めている。ただ、これは泊1、2号機を建設した当時の掘削調査で見つかった約20万年前の火山灰の層を横切っていないため、動いた時期はそれより古い、活断層ではないと評

価。規制委も了承した。一方、規制委は別の場所を掘るなどして証拠をさらに積み上げるよう求めた。これを受けて北海道電が今春から新たに敷地内外の6カ所を掘ったところ、どこからも明確な火山灰の層が見つからなかったという。

証拠の確実性が失われ、規制委の更田豊志委員長は「審査に大きな影響する」とは間違いないと語った。

北海道電は、火山灰の成分は見つかっていないとして、8日の審査会場で分析結果を示すとみられる。規制委は「非常に説得力のある根拠」を求めており、審査の長期化が予想される。

(小川裕介、東山正宣)

「原発立地のための事前調査は、いままでいっか減だったのかと、聞いた口がふざけられない。あくもない火山灰の層をあるとして、断層がそれを横切っていないから、動いた時期が古いと言いつけようとするなんて？」

日本のほとんどの原発立地はまず「政治が場所を決め、あとはそこを適地にするため、断層の長さを短くしたり、勝手にどこかあけ」をやって来たことがよくわかる。

上関も同じ。これまでに「ここが原発をつくっていい土地か」という調査はやりぬいてない。3・11前に出された設置許可申請にともなう詳細調査では1号機の直下にFC断層という中8mの破砕帯が見つかっている。

従来のやり方だと詳細調査でどんな結果が出ようと、100%原発を建設して来た。

地質学者の政生越忠さんは、事前調査の図面から田の浦に原発を建てばわりばいと結論を出している。

「知ってはいけない」「隠された日本支配の構造」

この国を動かす「本当のルール」とは？

矢部宏治著 講談社現代新書 (8460円)

本の紹介

2014年に「日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか」と出して衝激を与えた矢部宏治さんの近刊(7/8)。

おかげで日米合同委員会のことはいささか知られることになったが、この本を讀めばまた「目から鱗」さるべきウロコが何枚もあることと自覚させられる。

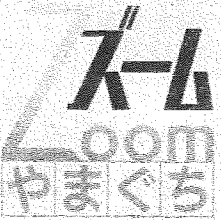
密約につぐ密約の日米軍軍問題。このような事実を100万人の人が知れば状況は変わっていくだろう。是非読んで下さい。

周辺市町 相次ぐ講演会 / 反対派に新団体

不透明な国策 地元は苦悩

上関原発計画 高まる関心

中国電力の上関原発建設計画がある上関町の周辺市町で、原発を巡る動きが活発化している。エネルギーに関する講演会が相次いで開かれ、反対派は新たな団体が発足。東京電力福島第一原発事故後、関心は周囲でも高まり、上関町民を側面支援する格好だ。一方で当の地元は推進、反対両派とも国策の不透明さに気をもんでいる。



「先見の明がある」。小泉純一郎元首相は周南市で11月6日、福島原発事故前から上関原発の反対を貫く住民をこう表した。自身が推進から反対に転じた経緯などを語った講演は、上関周辺で反対運動を続ける団体でつく

(堀晋也)

る実行委員会が主催した。

新調査を危惧

その団体の一つ「上

関原発のない未来を

柳井地域の会」は10月

に発足。中川隆志・柳

井市議(66)が代表を務

め、同市や田布施、平

生両町の議員や住民が

役員に名を連ねる。会

員は約120人。原発

は立地自治体周辺への

影響も少なくない。6

月末の中電の新たな水

ーリング調査開始など近い祝島へ中村さく。中川代表たちは危機感を募らせ、設立に向けて動き出したという。

同会は10月に柳井市で、原発を訴える俳優の中村敦夫さんを招いた朗読劇を開催。原発建設予定地にはほ

部市に中村さんを招

日には別の団体が宇

求める意見書案を可

決。ことし10月の衆院

選でも山口2区では、



「上関原発のない未来を」柳井地域の会」の案内で祝島を訪れ、島民を激励する中村さん(10月2日) 手前右

福島原発の事故後、

県内の多くの市町議会

が上関原発の計画中止

や凍結を求める意見書

案を可決した。対照的

に県議会は1年前、原

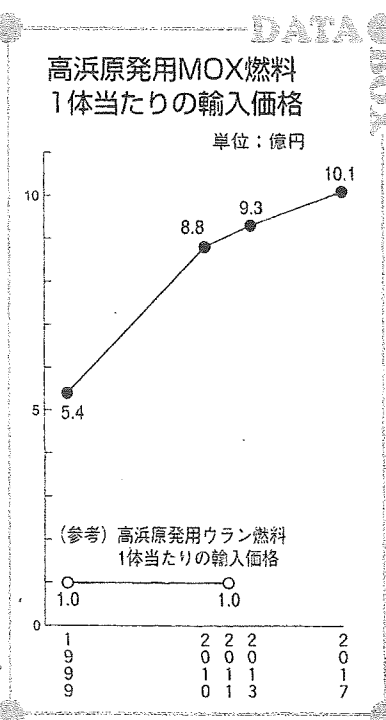
子力政策の推進を固に

求める意見書案を可

決。ことし10月の衆院

選でも山口2区では、

●もともと「金」を燃やすようなものこそよまれた
MOX燃料。どんく値下り。
はんげんぽつ新南より



2018年1月のスケジュール

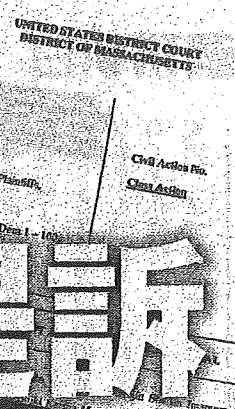
1月10日	朝鮮学校に補助金復活を すわいしんみ、座談会	山口県庁前 11:40~
1月13日 (土)	上関はいま。清水敏保さんの話 14:00~16:30	広島平和記念資料館 地下会議室 主催上関原発止めよう! 広島ネットワーク ☎082-922-4850 (不原)
1月14日(日)	原発いん!山口ネットワーク例会 14:00~17:00	周南市総合庁舎 7F きつなホール ☎0820-55-6291 (川中)
»	市民連合のやまぐち発足集会 中野晃一さんの話 13:30~16:30	山口市 労福協会 会館 (山口市緑町) ☎090-9466-0899 (大久保)
1月15日	上関原発を建て止めない 県民大集會 事務局会議 18:00~20:00	防府 教会
1月18日	県知事 記者発表	
1月19日	総かかり行動	各地で
2月4日	県知事 記者発表	

福島第一事故の被災者が

15万人に対する560億円規模の賠償を請求 原子炉メーカーの責任追及

米国でGEを集団提訴

スクープ



17.12.15 週刊朝日

福島原発事故の責任を問う裁判が全国各地で進む中、日本人の原告が米原子炉メーカーの責任を追及する集団訴訟を米国の裁判所に起こした。米国の裁判では、賠償額が数百億円から1兆円を超えることもある。被災者救済につながるのか。

ジャーナリスト 桐島瞬

11月中旬、米マサチューセッツ州ボストンの連邦地方裁判所に一件の訴状が提出された。英文で「集団訴訟訴状」と陪審員裁判の要求」と書かれた49頁にわたる訴状の原告欄には、福島県と茨城県に住む3人と6つの法人が名を連ねる。被告は、ボストンに本社を置くゼネラル・エレクトリック社（GE）だ。

GEは、東京電力福島第一原発の原子炉の設計から製造、設置まで関わったメーカー。2011年3月11日の原発事故では、津波による電源喪失から原子炉の冷却ができなくなり、1、3、4号機が爆発、メルトダウンにつながった。原告は、「GEはメルトダウンを起こした原子炉の設計製造や保守に関わってきたのに、福島原発事故による経済的

損失などに対して何の責任も取っていない」と主張。事故で莫大な損害を受けたとして、同社に賠償を求めている。

訴状には賠償請求額が書かれていないが、ボストンの地元紙は「問題のある絶望的な原子炉を設計したGEに対する560億円規模の集団訴訟」と報じた。

具体的問題点として挙げられるのは、原子炉の設計不良と設置上の過失などだ。原子力産業の黎明期だった1960年代、「GEはコストを抑えるために業界標準よりも小さくて安物の原子炉を設計して福島第一原発に設置した」と言及。

しかも当初は海拔35mに建てるはずの原子炉建屋を「GEの海水ポンプがこの高さまで水を汲み上げられないことなどから土地を削り、海拔10mに設置した。このことが津波を被る原因となった」と指摘している。さらに、「独立したバックアップ電源などの安全装置を装備しなかったことが結果的にメルトダウンと放射線の放出を招いた」として、原発事故の責任はGEにあるとした。

実際に、福島第一原発に設置されたマークI型原子炉が安全性の低いものだったことは知られている。

GEの元エンジニアとして原子炉の設計に関わったデール・プライデンボー氏は、安全性に疑念を抱いて76年に同僚2人とともにGEを退職し、運転停止を訴えている。

今回、提訴した原告は、福島県内の2人の医師と4つの病院、それに中小企業やその経営者たち。

いずれも福島原発事故の被災者で、事故による影響から営業損害を受けたり、休業や倒産などに追い込まれたとしている。原告の一人は怒りの表情でこう話す。

「6年前の福島原発事故で町の人口が減り、仕事に大きな支障が出ました。東京電力だけでなく、不良品の原子炉を造ったメーカーの責任を追及していきたい気持ちには当然あります。そのため提訴したのです」

原発メーカーを相手取った集団訴訟はすでに日本でも提訴され、進行中だ。

原発メーカー訴訟原告団で世話人共同代表を務める大久保徹夫氏が説明する。

「私たちは2014年1月に日立、東芝、GEを提訴しました。原子力損害賠償法は電力会社に責任を集中させていますが、電力会社と同様にメーカーも責任を追及されるべきと考えます。現在の原告数は35カ国から約3700人。東京高裁で控訴審を係争中です」

この裁判とは原告が違うとはいえ、今回、あえて米国で集団訴訟を提訴したのはなぜなのか。米国の集団訴訟に詳しいライアン・ゴードルステイン弁護士は、「日本と米国の集団訴訟で

仕組みが大きく違うから」と解説する。

「米国のクラスアクション（集団訴訟）は、事件や事故で多数の人たちが同じような被害に遭っている場合に被害者の一部が全体を代表して訴訟を起こすことができます。被害者は『訴訟に参加しない』という意思を表示しない限りは自動的に加わるため、当事者が桁違いに増える。判決や和解内容は裁判に加わったすべての人々に適用されるため、被告が負ければ膨大な損害賠償が科せられます」

日本の集団訴訟は一人ひとりが参加の意思を示して原告団を結成するため、確かに米国方式のほうが規模も広がりやすい。

タカタ製の欠陥エアバッグを巡る集団訴訟では今年9月までに主要自動車メーカー各社が総額1300億円に上る和解金を支払うことで合意した。また過去に

は、たばこメーカーを訴えた集団訴訟で、42兆円という天文学的な和解金も出た。原発事故避難者は15万人以上にはのぼるため、賠償金も膨大な額になることが見込まれる。

陪審員による裁判まで進まなくても、数百億円規模の和解金で決着することも珍しくない。原告弁護士には報酬として和解金や賠償金の3割前後が支払われるため、米国には集団訴訟を専門とする法律事務所があり、提訴できそうな案件とそれに合致する原告を常に探しているという。

GEが全責任を負う方式で製造

裁判の最初のハードルは、この訴訟の原告側が、共通点のある一定範囲の人々（クラス）によって構成されていると裁判所に認証されるかどうかだ。

「クラスアクションを提起するには、①そのクラスが十分に多数であるか、②構

成員が共通の争点を持っているか、③原告の代表者がそのクラスの典型的な請求をしているかなどが裁判所から認定される必要がある。その作業に要する時間は約1年から2年ぐらいい。認証されるのは全提訴の半分にも達しませんが（ゴードルステイン氏）

クラスが認証されると、次はGEの原子炉に欠陥があったかどうかを調べるために、膨大な量の文書提示や関係者の証言録取、それに専門家の証言なども米国、もしくは日本の米国大使館で行われる。

その後、ようやく陪審員による審理に入り判決が出るが、ここまで行くのは全体の3%ほど。莫大な賠償判決を出すことを被告が恐れ、ほとんどのケースは和解になるという。米国の集団訴訟を手がけたことのある弁護士がこう言う。

「引っかけるとしたら原告代表に個人と企業が交ざっているところ。両者は損害の出身も違うはずで、共通の争点を持っていない」と裁判所から判断され、認証の段階で門前払いされてしまう可能性もあります」

また、日米を含む6カ国が締結して15年4月に発効した「原子力損害の補完的な賠償に関する条約（CSC）」に抵触しないのかという指摘もある。

CSCでは被害者の迅速、公平な救済の側面から、原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権を事故発生国に集中。賠償責任も過失の有無を問わず原子力事業者に集中させている。つまり文字どおりに解釈すると、福島原発事故に関する損害賠償請求裁判は日本で、しかも東京電力を相手にしか起こせないことになる。この点を外務省に取材すると、「コメントは差し控えたい」との回答だった。

前出の大久保氏が言う。「福島第一原発1号機はGEが着工から運転開始まで全責任を負う方式で造られました。事故の責任もメーカーが当然負うべきです」

8

右から、訴状、1963年に日本初の原子力発電として動力炉がGE社長から引き渡された、福島第一原発

目からウロコの“特別会計”⑩ 石井紘基さんの遺言 特別会計をなくすために！

『日本が滅亡する日』に導かれて

石井紘基著『日本が滅亡する日』に出会ってからそろそろ2年になります。いま、多くの人々が抱える問題の原因は、国のお金の配分の仕方にあることを骨の髄まで知りました。

このことのきっかけは、3・11・東電福島原発事故でした。政府が子どもに被曝労働者並みの20ミリシーベルトを押し付けたのです。まさか、こんなことをする？ チェルノブイリ事故の数年後から、ずっと執念深く反原発一筋の私でした。原発が地震で壊れることは想像できましたが、まさか、子どもを見殺しにするとは！ お金が無いからではなく、無いのは子どもの生命を守るという倫理観です。とても“正常な人間”の仕業とは思えません。

放射能被災者のまともな救済を一切しない、自主避難した人々を締め殺すように、慰謝料や家賃補助をやめ、高濃度の汚染地への帰還を強制する。

さらに、「原子力緊急事態宣言」が出たままなのに、原発再稼働、武器・原発輸出、オリンピック招致、秘密保護法や戦争法、共謀罪法の制定、消費税増税、膨大な保育園待機児童、サラ金のごとき奨学金の取立て、死ぬほどの残業を強いられる労働者、教職者、激しい男女の賃金格差、6人に一人が貧困層……。

それらの深刻な問題に対して、山本太郎参議院議員は次のように訴えました。

「こんな生きづらい世の中、一緒にひっくりかえしませんか！」（『目からウロコ』2016年2月）

「一番選挙に熱心なのが、経団連」
「政治の仕事は、税金の配分の仕方」
「人間を切り捨てる政治はいらない」

多くの人々が嘆いている問題は、この国が国民によってコントロールされていない。政治は経団連やアメリカによって動かされているからだ、といいます。

この後、そのような酷い現実の裏にある特別会計を知ったのです。⑩の「目からウロコ」で紹介したように、「特別会計」は国民の目からはしっかりと隠されているのです。だから私も気がつかなかった

のです。特別会計は、国民には知られたくない、よほどの“悪事”だからなのでしょうね。

他国の特別会計は？

ところで、日本の会計制度の際立った特徴は、一般会計と特別会計の比率が1対5と、とてつもなく歪（いびつ）ですが、日本にお馴染みの国はどうなっているのか、ちょっと調べてみました。

アメリカ、イギリス、フランス、韓国には、日本のような“官僚が税金で事業をする”ような特別会計はなく、あっても一般会計のほうが圧倒的に多いことが分りました。

また、会計方式に違いがあり、一つは、単式簿記・現金主義。主に現金取引だけの処理で、日本が明治以来使っている方式です。

もう一つが複式簿記・発生主義で、現金だけでなくすべて取引を処理する方式です。こちらは2000年前後に世界的な「国際会計基準」に改革する流れが加速し、多く国が採用しています。上記の諸国ではみんな発生主義でした。

時代遅れの日本の会計方式

日本の会計方式は、世界の潮流である発生主義と違って、（修正）現金主義で行われていることから、財政状況を正しく示すことができないという欠陥のあることも分りました。

例えば、膨大な赤字財政が日本の末期症状だとする学者もいれば、発生主義で処理すると、借金で作られたものは資産となるので、資産－借金＝純資産となる。そう考えて、必ずしも末期的症状ではないという学者もいます。日本の財政問題は、まるで「七人の盲人」のたとえ話そっくりで、学者によって考え方がまったく違っています。

私たち国民は、財政学についてはたいいていのが素人ですが、特別会計のことを知ることからはじめて、この国のあり方をしっかり考えないといけないんじゃないかと思えます。

石井紘基さんの遺言

石井紘基さんが著書『日本が自滅する日』で、

「わが国は、決算がなくても予算が組める。決算の結果が予算に影響を及ぼさない国会では、4年前の決算が行われなくてもなんら不都合はない（！）」と警告されているように、日本では決算がされないまま新しい予算が要求されています。そんなバカな！ しかも100年以上もエンエンと続けているなんて……。

憲法90条には、「国の収入・支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と定められているのです。

つまり、日本は国の土台である「財政」で、堂々と憲法違反をしているということになります。あまたの憲法学者でこのような深刻な憲法違反を指摘する人が見当たらないことは、とてもおかしいと思います。

一般会計の約5倍もの特別会計の存在は、もし、発生主義・複式簿記で処理すれば、たちまちその弱肉強食の、お手盛りでいい加減な、どんぶり勘定の、無様で惨め極まりない、恥ずかしい日本の「財政」が、白日の基に晒されるのは必定。

こんなことを100年以上も続けていたら、日本の「財政」がドブドブに腐っているのもあたり前ですね。

石井紘基さんの遺言 構造改革のための25のプログラム

志半ばで現職の衆議院議員だった石井紘基さんは「暗殺」されました。その死の9ヶ月前、2002年1月に発行された『日本が自滅する日』の最終章・第4章は、国家財政の「構造改革のための25のプログラム」です。

世界に例のない闇の会計「特別会計」の上に立つ「官僚経済体制」を改革し、国民のための本当の経済体制に改革するための処方箋が25のプログラムで示されています。これは石井さんのまさしく「遺言」です。

その一端を抜粋・要約して紹介し、一人でも多くの方に、「化け物」のような特別会計を理解する第一歩にさせていただきたいと願います。

第1節 官起業の全廃がもたらす経済の覚醒

プログラム1 既得権益と闘う国民政権をつくる

今日の、わが国に根付いている「官僚経済体制」とは、経済に対する政治・行政権力の支配であり、その意味で一種の社会主義体制である。こうした体制にお

いては市場の競争原理は抹殺され、価値の創出は減殺され、資本の拡大再生産機能が失われる。

一定の経済水準に達した社会における社会主義は極めて危険である。それはソ連邦の崩壊において既に実証されている。経済は市場と不可分なのだ。今、わが国において市場経済を樹立するには、体制の変革が必須である。体制の変革とは、すなわち革命である。

わが国の官制経済体制には政官権力の利益と既得権が貫徹している。さまざまな制度や、意識、社会システムがそれを支えている。こうした既得権の集大成を打破するためには、ある程度の社会的混乱は避けられない。その混乱は二つの要因から起る可能性がある。

一つは、既得権益に依拠する勢力とその犠牲になってきた民間企業や勤労者との対立からだ。もう一つは、補助金団体や天下り団体、そのファミリー企業において多数の失業者が出現することからだ。こうした事態に対処し、改革を成功させるためには、民主的で強力なイニシアティブが不可欠である。

したがって、真の構造改革の断行を可能にするには、総選挙において改革のプログラムを明確に問い、政治責任を明示した公約を掲げ、4年間の新任を得た、強力で有能な国民政権の樹立が必要になる。

この政権が作るプログラムは、3年間で国家の基本的モデルチェンジを断行し、変革の成果を得なければならない。そして遅くとも5年後には経済の快調な走りを実現することに責任を持たなければならない。

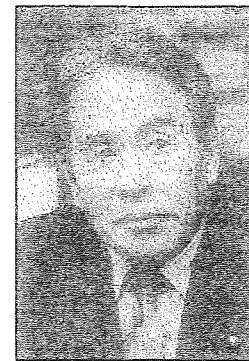
プログラム2 すべての特殊法人廃止を急ぐ

特殊法人は廃止すべきである。その理由はわが国の法体系に矛盾する不当な存在だからである。事業内容については、特殊法人・認可法人は主として民間が行うべき活動を行っているので、この観点からも原則的に廃止しなければならない。その基本原則は

1 経済活動に属する事業・組織はすべて廃止すること。
必要なのは福祉、教育、医療、治安、防衛といった行政の事務以外は「すべて民間がやるべき」と宣明することである。

2 特殊法人の民営化（株式会社化）は原則として行うべきではない。

国の金と権力で巨大化し経済を侵蝕した独占企業を民営化することは、決して経済全体にとって好ましいことではないばかりか、政治・行政のモラルを踏み外す。



石井紘基さん（著書より）

プログラム3 高速道路の建設を凍結する
 プログラム4 日本道路公団の借金は20年で償却する
 プログラム5 公団のファミリー企業から資産を回収する
 プログラム6 都市基盤整備公団などは、民営化でなく解体する
 プログラム7 住宅ローン証券化で公庫を保証機関にする
 (注: プログラム3~7は、それぞれ看板の付け替え*が行われて今は存在しないので省略)

プログラム8 政府系の公益法人と認可法人を即時廃止する

現在、公益法人(財団法人、社団法人)は国、地方を合わせて約26,000団体あるが、このうち事実上、官公庁の天下りや政治の利権を目的としていると見られるものは約1万法人である。これを廃止し、子会社、孫会社も整理・清算すべきだ。それらは税金で作られたものといつてよく、そのまま民間会社化するわけにはいかない。

これら公益法人の廃止によって、約50万人の職に影響が出ることになるが、このうち約20万人は官公庁からの再就職(天下り)による役員であるから生活には困らない。対策が必要な失業者は約30万人だが、この対策については後(プログラム11)に述べる。

プログラム9 地方公社と第三セクターを清算・整理する

国の行政企業にならって地方においても行政企業としての公社、特殊法人、第三セクターが1960年代以降急速に増加した。なんと1万社以上も存在している。これは地方自治体の財政破綻を招いた重大な要因でもあるし、経済・社会全体を歪め疲弊させた元凶の一つであるといつてよい。

これらの多くはまさしく地方公務員の天下り先として活用され、公費助成の下に大きな事業活動を行っている。

これらの廃止・清算も、国の改革とともに大胆に進めることが極めて重要である。

プログラム10 真の公益法人を支える税制をつくる

税制の抜本的改革は不可避である。国民すべてが相応の税を負担するのは当然であるが、基本的には経済活動が主たる税の負担者とならなければならない。そして、その富を持って豊かな福祉、教育、医療、治安、防衛、外交、文化を支えるのである。

憲法第89条は民間の私的な事前事業や教育活動などに公金を支出してはならない、と規定している。

プログラム11 200万人が失職するが600万人の職が生まれる

以上、述べてきた行政企業の廃止とともに、200万人以上の職業者が出るだろう。

しかし、官制経済から市場経済への革命が行われれば、市場の一部が活性化され、行政企業活動を禁じられていた経済分野で、当面、少なくとも600万人の職が創出されるだろう。

第2節 権力の市場からの退却

プログラム12 特別会計、財投、補助金を原則廃止する

わが国の財政が、特別会計や財政投融资という“裏帳簿”と補助金という“魔薬”によって構成された利権システムに墮していることは、第一章で説明した。権力による市場支配を財政面で支えてこの呪われた御三家を取り除くことは、経済の再生と健全な社会の復活にとって不可欠である。

プログラム13 「開発」「整備」「事業」法を撤廃する

政治の権力が経済の分野から“メシの種”を取り上げ、行政権力の支配下に治めるための“事業法”は、わが国の全法律約1,600本のほぼ5分の一もある。

これを見れば法制度の面からも、いかに経済(市場)分野の仕事が政官が支配しているかが分る。同時に、いかにわが国が、経済的にも中央集権の官制経済で、市場性が薄く、競争機能が失われた一種の計画経済であるかが明瞭になる。したがって、市場経済体制の確立のためには、まず一連の“事業法”の全面的な見直しと廃止に取組むことが不可欠である。

プログラム14 公共事業長期計画を廃止する

わが国特有の公共事業の早急な廃止も必要だ。原則として残すべきは、文教施設、医療・社会福祉施設、一般道路整備、特定治山・治水事業、地方自治体に必要な事業、その他下水道整備や緑の保全など、生活の安全と自然環境を守るための事務事業である。しかも、それらの事業といえども、利権や天下り団体を介在させず、特別会計を用いることなく、税金で直接実施するようにならなければならない。

プログラム15 新しい民間の公共事業勃興策を打ち出す
 プログラム16 “政治農業”をやめ、産む農業をとりもどす
 プログラム17 徹底した地方分権を断行する
 (注: 15~17は紙面の都合で省略)

第3節 国家予算の半減

プログラム18 5年で予算規模を2分の1に縮小する

わが国には公的な借金が1,066兆円ある。借金は国の分だけでも毎年40兆円以上増え続けている。国民負担はこの利息だけで軽く一日400億円を越えている。毎年の元利返済金額より新たな借金の方が大きいという“サラ金地獄”に陥っているのだ。

この事態への対応策として政府がとってきたのは更なる行政主導の投資政策だが、こうした官制経済の拡大は悪夢が悪夢を呼び結果をもたらすに過ぎない。

税収(47兆円)に照らして、国の予算が一般会計と特別会計の合計で260兆円となっている大きな要因は、特別会計で借金をし、官制事業に充てる仕組みや国債の乱発にある。

こうした実態を向こう5年間で抜本的に見直し、政府の予算規模を100兆円縮小して、せめてドイツ、フランスの5倍、アメリカとほぼ同じ190兆円程度に縮小することが必要である。

これは決して空想的で非現実な話ではない。歳出を圧縮する鍵は、一般会計(85兆円)から50兆円を受け入れ、総額336兆円にも膨れ上がっている特別会計にある。特別会計の大幅な整理・縮小や省庁の無駄をなくすことで可能となる。

プログラム19 国債の新規発行をゼロにする

プログラム20 「中高年100万人のポタンラリー公務員制度」をつくる

プログラム21 20兆円を社会保障、10兆円を環境保全に追加する

プログラム22 大規模減税を実現する
 (注: 19~22も紙面の都合で省略)

第4節 品格ある「公務」の復活

プログラム23 「公務分限法」を制定する

行政は権力であり、出過ぎてはならない。行政の使命は社会の公正と安全を保持することである。

教育は健全に進んでいるか、福祉の行き届かないところはないか、治安に欠落や行き過ぎはないか、法は守られているかをチェックし、その事務を遂行することである。

また、行政担当者は自ら姿勢を正し、公に奉仕し、

間違っても私利私欲を追求するなどあってはならないし、不必要なところに国民の金を使ってはならないのである。こうした趣旨を「公務分限法」として定めるべきだ。

プログラム24 行政監察を徹底し、会計検査院を強化する

憲法90条に定めている会計検査院の検査は、とうてい国の収入支出のすべてに及んでいないし、検査報告が国会に提出されても、次年度にも次々年度にも実際には審議されていない。この点でもわが国の政治は憲法に則していない。

わが国の財政制度では国民のおカネが補助金の形で約6万ヵ所、事業費としては100万ヵ所以上にわたっている。これでは会計検査院の規模を10倍にしても到底検査しきれない。

しかもこれ以外に税金で作られた1万社を超える行政系列の株式会社などがある。公益法人、認可法人とその子会社・孫会社、特殊法人の子会社・孫会社、地方公社などだ。これらは私企業または民間法人の形をとっているため検査院の検査権限が及ばない。

そもそもこうした企業(団体)を作ること自体、公金を私企業の資産とする行為であり、憲法違反、公金横領なのである。そもそも憲法はそうした企業(団体)を想定していない。

このようになった原因は、利権政治であり、天下り構造である。利権政治が民主主義のシステムである会計検査をマヒさせてしまったのだ。会計検査院に大幅な独立性と強い権限を与えなければならない。

プログラム25 天下り禁止法を急いで定める

公務員の天下りは野放し状態である。それらに支払われる公金は、莫大な金額である。天下り禁止法案を出したが、未だ審議されていない。

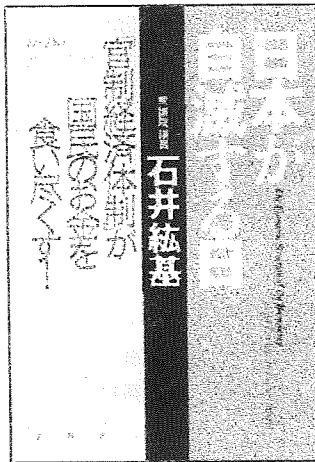
チェ・ゲバラの「闘わない者は、奪われる」という言葉があります。

石井紘基さんは特別会計と闘い、財政制度の革命を目指して暗殺されました。「革命」半ばの死でした。チェ・ゲバラと同じように。

私たちが特別会計の「真実」を知ることで、少しでもマシな社会を子孫に残すために闘い続けなければならないと思います。

これ以上、何も奪われぬうちに。

2017年11月18日 ちらし作成「アヒンサー」



<http://kaiapon.sakura.ne.jp/kt/guevara.html>

*アヒンサーとはサンスクリット語で、「殺されたくない、殺したくない」という意味です。